

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価調査者養成研修等指定要領

(目的)

第1条 この要領は、評価調査者養成研修修了者名簿への登載要件となる研修、評価調査者の質の向上に資する研修及び第三者評価機関の認証の更新時における研修の指定方法等について定めることにより、評価の信頼性の確保に資することを目的とする。

(指定区分)

第2条 県は、評価調査者養成研修、評価調査者継続研修及び更新時研修について、次の各号に掲げる評価区分ごとに指定する。

(1) 福祉サービス第三者評価（鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関認証要綱（平成16年10月1日制定。以下「認証要綱」という。）第2条第1号に掲げる評価区分）

(2) 地域密着型サービス外部評価（認証要綱第2条第2号に掲げる評価区分）

2 前項の指定は、県の選考又は研修を実施しようとする者（以下「研修主催者」という。）からの申請に基づいて行うものとする。

(指定の申請)

第3条 前条第2項の申請は、研修開始予定日の2月前までに、研修指定申請書（様式第1号）を県に提出して行うものとする。

(指定)

第4条 県は、前条に基づく申請書を受理したときは、県が別に定める「研修内容等に関する標準」を参照して審査を行い、適当と認められる場合には、当該研修を指定する。

2 県は、指定することまたは指定しないことを決定するに当たり、申請者に対し、必要に応じて聞き取りを行い、又は必要な書類を求めることができる。

3 県は、指定すること又は指定しないことを決定したときは、申請者に対し、その旨を通知する。

(研修主催者が遵守すべき事項)

第5条 研修主催者が、研修を実施するに当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 指定を受ける前に受講者の募集を開始してはならないこと。

また、受講者の募集に当たっては、誇大広告等により受講者に不当な期待及び不利益を与えないよう、正確な広告表示を行うこと。

(2) 次に掲げる事項を明らかにした研修実施要領を定め、公開すること。

ア 研修の実施者の名称、所在地

イ 研修の名称

ウ 実施場所

エ 日程、カリキュラム及び担当講師名

オ 受講対象者及び定員

カ 実習施設等

キ 参加費用（受講料・テキスト代等）

ク 修了の認定方法

ケ 欠席者に対する補講等の取扱い

コ 研修責任（担当）者

- (3) 受講者に係る個人情報を、正当な理由なく漏らしてはならないこと。
- (4) 実習等において知り得た個人情報を漏らさぬよう、受講者を指導すること。

（研修内容等の変更）

第6条 研修主催者は、第4条第1項により指定された研修（以下「指定研修」という。）の内容等を変更する場合には、変更後の内容で研修を実施する日の10日前までに、研修変更届（様式第2号）により県に届け出るものとする。

- 2 県は、前項の届出の内容が適当でないと判断したときは、研修主催者に対し、必要な指示を行うことができる。

（研修の中止）

第7条 研修主催者は、指定研修を中止する場合には、研修中止届（様式第3号）により県に届け出るものとする。

（指定の効力の停止又は指定の取消し）

第8条 県は、研修主催者が次のいずれかに該当する場合は、指定の効力の停止又は指定の取消しを行うことができる。

- (1) 指定研修の実施に当たり不正な行為があったと県が判断した場合
- (2) 指定研修を適正に実施する能力に欠けると県が判断した場合
- (3) 第6条第1項の届出を怠った場合
- (4) 第6条第2項の指示に従わない場合
- (5) 前条に規定する中止届が提出された場合

- 2 県は、前項の規定に基づき指定の効力の停止又は指定の取消しをしたときは、当該研修主催者に対し、その旨を通知する。

（研修の報告）

第9条 研修主催者は、指定研修が終了した場合には、研修実施状況報告書（様式第4号）を、県に提出しなければならない。

（研修実施内容の調査等）

第10条 県は、必要に応じて、研修の実施内容等について関係者に対し報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

- 2 県は、前項に基づく調査等により、研修の内容が適当でないと判断した場合には、研修主催者に対し、必要な指示を行うことができる。

（研修修了証明書の交付）

第11条 研修主催者は、指定研修を修了した者に対し、研修を修了したことを証する書類を交付するものとする。

（ホームページへの掲載）

第12条 県は、指定研修の一覧表を作成し、ホームページに掲載するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、研修の指定に当たり必要な事項は、鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会の審議を経て、県が決定する。

附 則

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年1月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月13日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年1月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年5月29日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年7月25日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年3月25日から施行する

(様式第1号)

年 月 日

鳥取県福祉保健部長 様

住所（法人の場合は所在地）

氏名（法人の場合は団体名及び代表者名） 印

(※1)

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価調査者養成研修等指定申請書

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価調査者養成研修、（継続研修又は更新時研修）として、次の研修の指定を受けたいので、鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価調査者養成研修等指定要領第3条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

研修名	
指定を受けたい研修に係る評価区分	(※2)
研修期日	
開催場所	
研修内容	別添のとおり (※3)
担当者連絡先	担当者職氏名： 所 属： 電話番号：

※1 主催者が法人の場合は、組織の概要がわかるものを添付してください。

2 「指定を受けたい研修に係る評価区分」欄には、第2条に規定する評価区分（「福祉サービス第三者評価」または「地域密着型サービス外部評価」）を記入してください。

3 日程表、実施要領など、研修の内容がわかるものを添付してください。

(様式第2号)

年 月 日

鳥取県福祉保健部長 様

住所（法人の場合は所在地）

氏名（法人の場合は団体名及び代表者名） 印

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価調査者養成研修等変更届

年 月 日付 第 号で指定を受けた研修について、下記のとおり変更したいので、鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価調査者養成研修等指定要領第6条第1項の規定により届け出ます。

記

研修名		
変更事項	新	旧

※届出の際は、変更事項の概要がわかる資料等を添付してください。

(様式第3号)

年 月 日

鳥取県福祉保健部長 様

住所（法人の場合は所在地）

氏名（法人の場合は団体名及び代表者名） 印

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価調査者養成研修等中止届

年 月 日付 第 号で指定を受けた研修を、下記の理由により中止したいので、鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価調査者養成研修等指定要領第7条の規定により届け出ます。

記

研修名	
中止する理由	

(様式第4号)

年 月 日

鳥取県福祉保健部長 様

住所（法人の場合は所在地）
氏名（法人の場合は団体名及び代表者名） 印
（※1）

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価調査者養成研修等実施状況報告書

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価調査者養成研修、（継続研修又は更新時研修）として、次の研修を実施したので、鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価調査者養成研修等指定要領第9条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

研修名	
指定を受けた研修に係る評価区分	(※1)
研修期日	
開催場所	
研修内容	別添のとおり (※2)
研修修了者数	人
研修修了者氏名	別添のとおり (※3)

※1 「指定を受けた研修に係る評価区分」欄には、第2条に規定する評価区分（「福祉サービス第三者評価」又は「地域密着型サービス外部評価」）を記入してください。

2 日程表、実施要領等、研修の内容が分かるものを添付してください。

3 受講者名簿等、受講された方の氏名が分かるものを添付してください。